

令和5年度 南部町農業経費高騰緊急対策支援給付金のお知らせ

世界人口の増加や新興国の経済発展による需要増、原油価格の値上げ、円安、ウクライナ情勢などの国際的問題により、農業経費の高騰が見込まれ、農業経営に大きな影響を与えていることから、農畜産業の経営の安定化を図るため、緊急対策として町独自の支援を行います。

1.対象者

令和4年度に、畜産または0.2ha（㌦）以上の農地を耕作して、**令和4年分の農業所得申告を終え**、かつ、**令和5年度も同規模の農畜産業を営んでいる**、南部町に住所を有する個人及び農業法人

2.申請受付期間

令和5年7月3日（月曜日）から7月31日（月曜日）まで、郵送もしくは役場農林課にて受付を行います。



郵送の場合、最終受付期限は7月31日の消印有効です

3.必要書類等

- ① 申請書（請求書）
- ② 本人確認書類の写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）
- ③ 振込先口座通帳の写し（口座番号、名義人、金融機関名が記載されたページの写し）
- ④ 印鑑
- ⑤ **農作物作付調査票（耕作面積の基礎資料とします）ので提出は必須です**

4.給付額

下表の農業者の区分ごとに定める金額での支給となります。

農業者	令和4年度	耕作面積	畜産業者	令和4年度	飼養頭羽数
0.2ha 以上 0.5ha 未満		80,000 円	牛・豚・馬	1頭あたり	10,000 円
0.5ha 以上 1ha 未満		120,000 円			(上限300,000円/人)
1ha 以上 3ha 未満		150,000 円	家きん(鶏)	5万羽未満	200,000 円
3ha 以上 5ha 未満		200,000 円		5万羽以上10万羽未満	250,000 円
5ha 以上		300,000 円		10万羽以上	300,000 円

※農業と畜産のどちらも経営している場合は、どちらか高い給付額での申請となります。

※農業法人の代表者と個人経営者が同一の場合は、どちらか高い給付額での申請となります。

【問合せ先】 南部町 農林課 ☎ 0178-38-5964

◆農林課での受付は 8:30~12:00、13:00~16:50まで（土日祝は除く）◆